



事 務 連 絡
平成18年10月6日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法第22条第3項の返還金等の取扱いに係るQ&Aについて

介護保険法第22条第3項の返還金及び加算金の返還請求権の法的性格（時効及び地方税の滞納処分の例によることの可否について）について別紙のとおりQ&Aをお示しします。

つきましては、管内市町村等に周知していただくようお願いいたします。

Q. 介護保険法第22条第3項の返還金及び加算金の返還請求権の法的性格（時効及び地方税の滞納処分の例によることの可否について）如何。

A.

介護保険法第22条第3項の規定による返還金及び加算金（以下「返還金及び加算金」という。）は、民法上の不当利得（第704条）の特則である。

返還金及び加算金に係る返還請求権の消滅時効については、当該債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年である。この場合、同条第3項において準用する民法第166条第1項により、権利を行使することができる時から時効は進行する。具体的には時効の起算日は、事業者が当該不当利得となる報酬を受領した日の翌日である。

また、報酬の請求及び受領が不法行為に該当する場合には、当該不法行為による損害賠償請求権の時効は、民法第724条の規定により被害者（保険者）が損害及び加害者（事業者）を知った時から3年又は不法行為の時から20年となっており、最大20年間は請求ができることとなっている。

なお、返還金及び加算金は、介護保険法第200条第1項の規定による2年の時効となる「保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金」には該当しない。

さらに、返還金及び加算金に係る地方税の滞納処分の例によることの可否については、地方自治法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の法律で定める歳入に限られ、当該返還金及び加算金は、介護保険法第144条の「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入」に該当しないことから、地方税の滞納処分の例により強制徴収することはできない。

（平成18年1月25日全国厚生労働関係部局長会議資料74ページウ。「○保険者の徴収金債権の適正な管理について」第一段落及び第二段落の記載は誤りのため訂正する。）